



Title	特別支援学校においてわが子が給食誤嚥窒息事故に遭い重度障害を負った母親の語り : 学校・教育行政への信頼の変化に着目して
Author(s)	青柳, ゆきの; Aoyagi, Yukino
Citation	子ども発達臨床研究, 22, 103-117
Issue Date	2025-06-20
DOI	https://doi.org/10.14943/rcccd.22.103
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95699
Type	departmental bulletin paper
File Information	08-18821707_22.pdf



特集論文

特別支援学校においてわが子が給食誤嚥窒息事故に遭い 重度障害を負った母親の語り

— 学校・教育行政への信頼の変化に着目して —

青柳 ゆきの

Narrative of a mother whose child suffered severe disabilities as a result of a
school lunch aspiration choking accident at a special needs school.

— Focusing on Changes in Trust in Schools and Educational Administration —

Yukino AOYAGI

要 旨

本稿は、特別支援学校において、給食介助中の誤嚥窒息事故によりわが子が重度の障害を負った母親の経験の語りに着目し、事故の経験の背景にある母親の思いのありようとその変化を考察することを目的とした。インタビューから、それまで信頼を寄せていた学校や行政に対し、ある時点から訴訟を起こすほどの関係になってしまいながらも、再度学校や行政への信頼を希求する思いの変化が明らかになった。

キーワード：学校事故、母親の語り、給食事故、特別支援学校での給食介助

1 問題の所在と研究目的

特別支援学校において給食指導は「摂食指導」とされている。藤井和子（2006）は、摂食指導における問題点として、子どもは「咀嚼ができない」「うまく上肢が使えない」など、教員は「知識や経験の不足」「指導目標・内容の適切性への不安」などが挙げられた。また藤井姿月・木下紗恵ら（2018）も、「教員が障害のある子どもたちの摂食指導に携わっているにもかかわらず、摂食指導の

手技、知識の習得をする機会が十分に確保されていない」と指摘している。実際に特別支援学校において誤嚥事故事例が報告されており¹、訴訟に至るケースもある。

以上は学校や教師から見た給食に関するリスクや課題である。一方で、給食場面だけに限らないが、学校事故・事件等（以下、事故・事件）の被害に遭った被害者・遺族の視点から問題を概観してみたい。被害者・遺族らの著作や記事では、事故・事件が起きた当時の状況に加え、その後の学校・

北海道大学大学院教育学院博士後期課程

¹ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」によると、2005年度から2023年度までの18年間に災害給付した「給食指導」中の事故件数（本稿執筆時）は87件（死亡32件、後遺障害55件）である。そのうち特別支援学校での発生は12件である。

教育行政による事後対応が問題視されている。その結果として被害者・遺族が学校・行政に対し法的な対応を求め訴訟を起こすに至る事案は少ない。ではなぜ、このような対立関係の構図になってしまうのか。

学校事故・事件発生後の調査・検証のシステムは、2011年策定「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、2013年策定「いじめ防止対策推進法」、2016年策定「学校事故対応に関する指針」がある。しかし、現行法制度下では、調査に関しては各自治体や各調査員の裁量次第であり、被害者・遺族と学校・行政がそれぞれ想定する調査や対応が食い違うことが多々ある。また住友剛(2017)は問題点として、①調査・検証が学校の法的責任を軽くしたいという姿勢で行われかねないこと。②事案の個性・多様性に調査・検証のシステムが対応できず、調査・検証は形式的なものに終わることが少なくないことを指摘する。このように調査・検証のシステムが固有に包含する問題があるなかで、事故・事件の当事者たちの視点から、だれが何を調査・検証し、どのような事後対応が必要か、その事案ごとに慎重に検討される必要があるが、それらを当事者を対象に調査する研究は管見の限りほとんどない。

そのため本稿では、特別支援学校において給食誤嚥事故発生前後の日々のなかで積み重なった違和感や苦しみを、被害にあった生徒の母親の語りから考察することに重点を置く。時間的な移行のなかで詳細に検討し、母親が学校・行政と対立する経緯とその背景にある思いを明らかにすることで、事後対応の問題点改善へ向けた示唆を得たい。本稿の具体的な関心は、給食誤嚥事故の発生原因の究明ではなく、事故が起きた後、被害者母親の生活にどのような変化が起きて、それに対しどのように感じどう生きてきたのかを検討することにある。そこで本稿では、母親の法的主張に構成で

きない声に着目し、生活状況の変化やそれに伴う心情変化の背景まで考察の視野に入れた語りの分析と構造化を試みる。学校における事故によって受けた被害や抱えてきた母親の語りを対象とし、事故の経験の背景にある思いのありようを明らかにすることを目的とする。

2 調査概要と方法

(1) 調査協力者

調査協力者である神谷さんの息子「勇ちゃん」は、先天性の脳性まひ障害があり、身体障害1級の認定を受けていた。ただし、意志疎通はできる状態であり、医療的ケア児とは判定されないグレーゾーンの生徒であった。しかし当時通っていた特別支援学校中等部において、給食中の誤嚥窒息事故に遭い心肺停止状態が一定時間続いた影響により、さらに重い後遺症を負った。具体的には、低酸素脳症により気管切開喉頭分離術を行い、胃瘻造設、視覚や聴覚をはじめ五官機能が失われるなどである。これにより母、神谷さんは24時間体制の看護を余儀なくされた。当初は事故に関し訴訟の予定はなかったが、学校が再発防止策を行わなかったことなどから不信感が募り、設置者である市と独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し訴訟を起すに至る。その裁判の中で市側は、窒息事故が原因で勇ちゃんが新たに負ったはずの障害を、勇ちゃんが生まれた当初から持っていたものと主張し争点のひとつとなった²。また、一審判決では、「最重度（1級）の既存障害があったため支払義務なし。これは憲法14条に違反しない。」として、見舞金の不支給を主張した日本スポーツ振興センターの判断を追認した。神谷さんはこれを障害者差別だとし団体を立ち上げ、是正する活動を行っている。

語られた内容の時間軸は以下の表1の通りであ

² 市に対しては次の理由により一部勝訴した。①安全配慮義務（応援要請義務、医療的ケアの必要性を説明する義務）違反を認定。②但し、後遺障害との因果関係は認めず、後遺症を負わなかったかもしれない「相当程度の可能性」を認定。③医療的ケア制度を利用するかどうかの自己決定権侵害を認定。

表1 事故発生前後の語りの時間区分とインタビュー時期

X-9 年	X-1 年	X 年	X+6 年	X+7 年	X+8 年	X+9 年
小学校	中学での様子	事故発生	地裁期間	インタビュー	高裁判決	最高裁判決

るが、記述では時間が前後している部分がある。

3 結果

(2) 調査手続きおよびデータ分析

調査は、半構成的なインタビューを実施した。また、補足資料として勇ちゃんの事故に関わる支援集会への参与観察とフィールドノート、裁判資料、新聞記事を用いた。

分析として、学校事故の経験の背景にある当事者の思いのありようを検討するために、青柳ゆきの(2024)を参考に分析する。青柳は、A. リンギス(1994 = 2005)の現象学的理論と、看護学における実践事例分析研究(今村美代子, 2012、坂井史織, 2020、田中雅美, 2020 など)をもとに、学校事故・事件の当事者という対象に合わせてインタビューデータを再解釈し考察をしている。対象に合わせるとは、現象学的アプローチを参考にした分析枠組みに加え、学校事故・事件に関する詳細の記述的側面がある。すなわち母親の経験の語りを解釈しながら、事故発生以前から以後にかけて変化した学校・保護者関係の状況に関する記述や、学校の事故後対応の状況描写などを記述し、母親が経験した困難や思いのありようを再構成してゆく挑戦的方法である。

また、当事者の経験の語りに即して検討するため、語りを多く掲載することとした。

(3) その他特記事項

人名はすべて仮名表記である。調査協力は自由意思に基づくものであり、いずれの時点においても拒否による不利益は生じないことを保証した。なお本稿に関わる調査は、東京都立大学研究倫理委員会(南大沢キャンパス)に提出し、承認(承認番号 H2-103)を得ている。

以下、まとまった分析データの引用は【 】内に番号表記をしている。また、筆者の発言は「* :」、神谷さんの発言は「K :」と表記する。

(1) 事故前の学校・行政への信頼感

神谷さんは勇ちゃんが生まれる前から、夫の家族と同居していた。夫の家族は「障害に理解がないというか、隠したがる」ところがあり困ったそうである。ここでは、家庭内での頼る当てがない神谷さんが、勇ちゃんの通える小学校を探し選択するエピソードに着目し記述する。

【1】

K : 勇が小学校入学の時かな。それこそ障害持ってたんで、Y 特別支援学校に行くのが当たり前だって私も思ってたんですよ。でも入学前の見学とかに行った時に、その学校の先生が説明をするんだけど、「ここに来ている先生方は自分からここに行きたいと思ってきているわけではありません」って。また給食室もあるのに、「アレルギー食ミキサー食とかそういうのはできない。お弁当持ってきてください。」でまたね、こういうちょっと重たい、重たいっていうかなんていうかな、肢体不自由児っていうかな。X 特別支援学校が、(Y とは)離れた学校があるんですけど、そっちのほうに行ったほうがいいんじゃないですかっていう感じ。そういうふうに言われて。あーどうしようと思って。たとえ迎えてくれたとしてもそういう風な学校にはやりたくないと思って、普通の小学校? 地元の小学校に入学できるように教育委員会と交渉した。

神谷さんは「障害に理解がない」夫の家族と

同居していた。そのうえで、「でもひとりでは育てていけない」「我慢するしかない」と感じていた。そのように身近な人らの理解がない中で、神谷さん自身も、障害を抱えた子ども＝特別支援学校へ進学をする、という考えに至る状況だった。しかし、入学前の学校説明において、「給食室もあるのに」勇ちゃんに対応した給食が提供されないこと、約 20 km 離れた別の特別支援学校を薦められたことから、「そういう風な学校にはやりたくない」という思いになり、「地元の小学校に入学できるように」交渉するようになる。

【2】

K：でもなかなかやっぱり、受け入れるのが難しい。勇も一緒に連れて（地元の）小学校に行くことが多かったんですよね。その時にその小学校の先生と話ができて、そしたらたまたまその先生がすごくいい先生で「何とか教育委員会を乗り越えて学校にさえ入れば、後は自分たちでなんとかするから」って言うてくださって。そういった応援してくれる先生が増えていって、ある日家にまで来てくれて、どうやって教育委員会を説得しようかっていう話し合いをして。だから私の気持ちをまず理解してもらうために、「小学校への就学の願い」という文を作ったんですよ。どうして行きたいのかとか、勇がその小学校に行くにあたってどういう配慮が必要なのかっていうのも全て書いて、でその文章を持って、何度も教育委員会に勇と二人で足を運んだんだけど、「この子一人のために他の子どもを犠牲にできない」とか、「先生方に勉強以外のことをさせられない」、おむつ替えとかそういうアレですね。なんかいろいろひどいこと言われて、何回も泣いて帰ったんだけど。その文章を持って行って、就学を認めてくれないその話し合いの中に私も含めてもらえないだろうかという話をしたら、それはダメだっておっしゃったんで、その話し合いをしている方々にこの文章を配っていただきたい。私たちの思いを知って判断していただきたいというこ

とを言ったら、わかりましたと。その文章を提出して2、3ヶ月後かなあ。その後に一応その、OK といつかそういう返事が来たんですよ。

以上は神谷さんが小学校の教員と協力し、希望の小学校へ通えるよう教育委員会と交渉している過程の語りである。ここでは勇ちゃんの入学前にも関わらず小学校の教員らが神谷さんを「応援」し、「教育委員会を説得」する話し合いを共にし、協力している様子がみえる。同時に、「この子一人のために他の子を犠牲にできない、先生方に勉強以外のことをさせられない」という語りから、学校教育としての立場や専門性を明確にしようとする教育委員会の方向性があり、一方で「何とか教育委員会を乗り越えて学校にさえ入れば、後は自分たちでなんとかするから」という現場の教員たちの支えがあるという三者の関係性があったことがうかがえる。

ただ神谷さんにとって、教育委員会による通学拒否の返答は、もし小学校の教員らのサポートがなければ、障害を持つ保護者を孤立させる可能性も否定できない。「何度も」教育委員会へ足を運ぶことができたのは、「助けてくれた先生たち」との関係性があったからではないか。

(2) 事故当時の語りー「学校を信じてた」

その後神谷さん家族は引っ越しのためその小学校を離れ、特別支援学校に通うことになる。以下は特別支援学校時のエピソードと、誤嚥窒息事故発生時の学校とのやりとりの詳細である。

【3】

*：勇ちゃん中学部の様子はどういう感じだったんですか。

K：中学部の様子はその、嫌な様子とかはなかったですね勇ちゃんは。

*：何人を一人で見える状況だったんですか。

K：勇のその食事介助してた（担任の）先生は、勇に食事介助をしながら、他の先生方がちゃんとした介助ができないから、気になって他の子

たちの様子を見ていたというような感じ。1人に1人はついてたと思うんですけど。修学旅行に行った時がそれはほんと目について、勇たちの食事が終わった後も勇とか他の子どもたちをトイレに連れてってっていうのを一人でしてるんですよ。ついてるんですよ、他に先生がいるのに、できないから。担任の先生が食事を取る暇もなくってという感じでやってるんですよ。だから私もそれがすごく気になって、いつも勇の付き添いを(修学旅行の時など)頼まれて行っているから、食事の時に横にいるんですよ。「お母さん食べてください」とか言われて、食べた後に代わろうと思って、勇の食事介助代わろうと思って。「代わるから先生食べて」って言っても、いやダメなんですって。それができない、何かさせたらいけないような決まりがある感じ。親にさせたらいけないような。

このエピソードは、担任教師による食事介助の光景を見ていて神谷さんが感じたことである。ここで神谷さんが「気になって」いるという点は、①担任教師が「食事をとる暇もなく」ほかの先生のフォローをせざるを得ない状況であったこと、②そのため勇ちゃん一人だけに集中した食事介助ができる状況ではなかったこと、③依頼され同行した修学旅行の場であっても、母親である自分に食事介助の交代をさせてもらえなかったことである。ただその状況が「気になって」いるが、担任教師のふるまいを否定することなく理解しようとしている。なぜならこの修学旅行への同行について神谷さんは「私は嬉しかったんですよ。勇だけをやるって事はやっぱり心配だから一緒についていって、勇が楽しむ様子も見れるし。」と語るように、学校からの同行依頼を好意的に感じているからである。またこれは事故直前についての語りであるが、「嫌な様子とかはなかったですね勇ちゃんは。先生に対して。」と神谷さんが言うように、保護者として気になる部分はあるものの、嫌な様子がなかったという勇ちゃんの認識を尊重していることもある。

【4】

＊：事故当時の状況を聞かせていただけますか。

K：それがですね、仕事場に連絡が来て仕事場の人から「学校に連絡をしてください」って言われて学校に連絡を入れました。そしたら当時の教頭先生から、「勇ちゃんが具合が悪いので病院に連れてってます。お母さんすぐに来てください」って言われて。勇、喘息をもってたんですよ。だから喘息の発作が起きたのかなあと、思って病院に向かって、で駐車場に車停めて救急のほうに行ったら、校長先生とか担任の先生とか立ち上がって、「お母さんすいませんでした！」って言って、担任の先生はそこで泣き崩れながら話そうとしたんですよ。でもその時に医者先生から呼ばれて行って、「お母さん何も聞いてないんですか」って。「えっ？」って言ったら「勇くんが給食の時間に食べ物を詰まらせて心肺停止の状態に運ばれてきました」っていうふうに聞いて、そこで初めて状況聞いたっていうか。その時はもう涙がポロポロ出てきたんだけど。でその「心臓マッサージとかずっとやって、やっと心臓は動き始めたので今小児ICUのほうに連れて行ってます。お母さん一緒にいきましょうか」っていう感じで。

＊：それでしばらく病院にいたことになったんですかその日は。

K：その日ですねその後、小児ICUに行ったら挿管してて呼吸器がついてたんですよ。心臓が動き始めてるけど、心肺停止の状態が結構長かったんで脳が腫れてくるかもしれない。もう脳が腫れてしまったら終わりというふうに聞いたんで、低体温療法をとってもらって。で低体温療法をとるための時間がちょっとかかるっていうことで、学校の先生方はそこまでついてくださってたんで「時間がかかるって言ったんで先生方学校のほうに戻られてください」って言って。でその低体温療法が始まるくらいに先生たちも学校から病院に戻ってきて。そのとき主人の実家にいたんで勇の状況とかも話さな

いといけないし、勇は安定してるんだったらちょっと戻りますって言ってその日は帰って、次の日朝病院に行ってみたいな感じで。

以上は事故直後の病院でのやりとりである。この時点では神谷さんは、学校からは「具合が悪いので病院に」いるという連絡を受けており、具体的な容態は医師からの報告によって初めて知る。また、低体温療法を取る直前には、「ついてきてくださって」「戻られてください」という丁寧語の表現に現れているように、学校の落ち度はないと感じていることがうかがえる。

【5】

K：事故にあった当日に担任の先生から聞いた話は、その朝バスからニコニコしながら降りてきて、お昼食事を食べさせようとしたときにすごい眠そうだった。もうすごい眠そうにしてて、でもそれでも食べさせるんですよ。あー私はまあそこで、あーやっちゃったって思ったんだけど。もう泣きながら、泣き崩れながらの説明だったんで。もう先生いいって。勇ちゃんは大丈夫だからって言って。あと担任の先生のほかに校長、教頭とかがいたんだけど、その二人に担任の先生のフォローを頼んで、そんな感じだったかなあ。だからその、訴えようとか裁判にしようとか全くそんな気持ちがなかった。だからその時はほんとと勇ちゃんの命が助かってくれる事と、あと先生が変な思いにならないように。自殺しそうな感じっていうか、だったんで。

この語りの断片でも、神谷さんは勇ちゃんの手配をしながらも、同時に学校関係者含む周囲への気配りをしている様子がうかがえる。担任教師から、事故当日の食事の勇ちゃんの様子を聞いて、「あーやっちゃった」と思いながらも、「訴えようとか裁判にしようとか全くそんな気持ちがなかった」し、むしろ「泣き崩れながら説明」する担任教師を目の当たりにして「自殺しそうな感じっていうか。そういうことをしないように」心配して

いる心境が語られている。

しかしその時同時に、校長から事故状況についての説明が訂正される。

【6】

*：なんかおかしいって思い始めたのは。

K：その事故当日に、まず担任の先生が何時何分に勇ちゃんが様子がどうのこうのとかそういう説明をしたんですね。その後一旦低体温療法の準備をする間に戻ってるじゃないですか学校に。それから戻ってきたときに校長が訂正をしたんです、時間の。さっき担任の先生が言ったその時間帯は間違いで、20分ですよお母さん。20分が正解ですっていう感じで訂正をして。なんでそういう訂正を、そういうことを今ごろ言うのかなあっていうか。はてなマークだけしかなかった。こういう裁判になって初めて気づいた。ごまかすために、そこを調整するためにそういうあれをしたんだろうなって思っ。それをその当日に、事故当日に一回戻ってきたときにしたのと、あと私と別れて帰るときにまた同じことを念を押してした。でも私はそこで気づかなかったんです。だけど裁判になってやっと気づいたりっていう感じで。あーそこからもう隠蔽っていうかあれが始まってたんだなあっていうふうに思っ。でもその時は、もうほんとと先生のことも心配だし、学校まだ信じてたんで。ちゃんとしてくれてた上での事故だと思ってたんで、命が助かっただけでもありがたいって思っ。て、でありがたいございますっていう感謝の言葉をずっと言っ。だからその時に学校側もお母さんありがととか言っ。て。

K：勇ちゃんが事故にあっ。て、その後安全対策。同じようなことが起きないように安全対策をとって下さいっていう話をしたんですよ。そしたら校長も教頭もわかりましたっていうふうにおっしゃっ。てくださっ。て。それが実際全部反故にされてしまったっていうか。事故から一年過ぎても全然安全対策されてないし、結局次の担任についた先生は、よその学校で問題を起

こして特別支援学校に来た先生で、他の保護者たちからもちょっとね、遠慮されてるような先生で。でも勇ちゃん所だったらその、こんなことがあっても許してくれてるっていうか、受け入れてくれるだろうってことでどうも配属されたような感じなんですよ。だから、勇の今の状態とかは見たこともないような先生で、やっぱり訪問してもらっても衛生面も全然だめだし。いろんな問題が生じてきて、私は学校側を信じてたのに、えーって感じのことばかり起きて。それを校長先生に実はこうで、担任を変えて欲しいという話をしたら、「すいませんでした、その先生がそういう先生だと知りませんでした」とかそんな感じ。話をしても結局、学年の途中で担任を交代することはできないという感じで何度も同じような答えしか返ってこないんで、「もういいです。もう校長先生に言っても無駄な事はわかったんで直接教育委員会にお話ししにいかせていただきます」っていうふうに言ったんですよ。その時に私一人じゃ相手にしてくれないだろうって思ったんで、議員さんをお願いして一緒についてもらって、議員室に教育委員会の方を呼んでもらって話をしたところ、当時校長が私に事故の報告をしていたことと教育委員会にその校長が報告していたことが違っているっていうのを気づいて。教育委員会の課長がいうには学校側には何の責任もないので、安全対策などとしていませんっていう感じで。もう必要ないっていうことをはっきりおっしゃったんですよ。もう、はあーみたいな感じ。

神谷さんは裁判が始まり、やっと事故当日に校長が神谷さんに念を押して話した時間の訂正の意味が分かる。そこには事故当日だけでなく、裁判が始まるまで神谷さんは「学校まだ信じてた」という思いがあった。それはこれまで【2】のエピソードでも見えたように、神谷さんにとって現場の教員たちは神谷さんを応援し協力する人々であり、支えとなる人々であった。この事故において

も神谷さんにとっては「ちゃんとしてくれてた上での事故だと思ってたんで、命が助かっただけでもありがたい」と、最善を尽くす教員らの姿を見ていた。神谷さんにとって学校は事故が起きてもなお、信頼できる存在だった。他方で神谷さんにとって教育委員会は、「普通の小学校に入学できるように」交渉したり、「校長先生に言っても無駄な事はわかったんで直接教育委員会に」話をして行く存在である。神谷さんにとって教育委員会は、もし学校と神谷さんの二者間で了解を得ても許可が必要な存在であるし、あるいは学校と神谷さんの二者間で対話が成立しなくなったとしても、その間を取り持つ存在だと感じている。つまり、神谷さんにとって保護者、学校、教育委員会の関係はそれぞれ独立しており、三者でのやり取りが可能なものだと感じている。しかし事故が起きしばらく経っても安全対策が行われていないことを知ると、これまで神谷さんが思ってきた学校、教育委員会それぞれへの信頼は形を変えてゆく。

住友（2017, p.114）は、学校事故対応での「基本調査」における「事実関係の整理」について、「学校や教育行政に問われる法的責任を軽くしたい」という観点から実施される「事実関係の整理」があると指摘する。神谷さんの事故に照らすと、「訴えようとか裁判にしようとか全くそんな気持ちがなかった」神谷さんに対し、「私に報告をしていたことと教育委員会に報告していたことが違っている」校長の対応がある。この対応には、校長のほうに、住友が指摘するような「法的責任を軽くしたい」思惑があるように考えられる。同時に、国家賠償法1条にも「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と示されているように、これまで神谷さんが感じてきた保護者、学校、教育委員会という独立した三者の関係は、学校事故の発生リスクがある下では成立しないこともここで指摘できる。神谷さんは学校関係者であれ教育委員会であれ、

各人は事故に向き合い真摯に職務を全うしてくれると信頼していたと考えられる。「ちゃんとしてくれてた上での事故」という受容の仕方や、公人である議員と共に対話すれば教育委員会も学校の安全対策について理解し、実施してくれるだろうという思いがあることがうかがえる。しかし事故後は、被害者である神谷さんと学校・教育委員会という二者の関係になり、その出来事が神谷さんを裁判に向かわせる一つのきっかけになる。

(3) 訴訟の期間―「怒りの頂点」

以下は、神谷さんが怒りの頂点に達し、その結果訴訟に至った経緯に関する語りと、その裁判の過程で神谷さんの怒りを増長させる学校・行政の不誠実な対応に関する語りである。

【7】

K：学校で安全対策をとられてないこととかは、同じ学校に通っている後輩のお母さんが、学校の現状がこうなんです、助けてくださいという話があって。えーっていう感じで。それを知って許せないと思って。そこで行動に出たっていう感じなんですけど。でもかえって学校が私を怒らせてくれた。ほんと学校を信じてたからですね。だから勇が事故に遭って、スポーツ振興センターのそのおかしい制度。見舞金を請求したけれどもダメだった。そういうおかしいこと、ずっとそれをどうにかしたいっていう気持ちはあったんだけど、でもこれをどうにかするには学校のこともちゃんと明らかにせないかんというのがあったから、悩んでたんですよ実際のところ。だけどその、学校がいろんな工作をしているようなことがわかったんで、（再発防止の）約束も反故にされてたんで、もう私はちょっと怒りの頂点に立ってしまっ

当該学校において、再発防止対策が取られていないことを後輩の母親からのSOSにより知る。それが最終的なきっかけとなり神谷さんは学校と市、および日本スポーツ振興センターを相手どり

訴訟を起こすに至る。もともと神谷さんがひっかかっていたのは、学校の対応ではなく日本スポーツ振興センターの対応であった。それを言及するには、誤嚥事故の経緯を明確にする必要があったが、学校には信頼している部分があったため訴訟を起こすことを「悩んでいた」という。しかし、結局事故後も安全対策がなされず、不安を感じている「後輩のお母さん」の様子を目の当たりにして「学校が怒らせてくれ」て、「怒りの頂点」に立ち訴訟を起こすに至る。

【8】

*：そこから裁判がしばらく続く中で、いちばんしんどいなって思った時期がありますか。

K：いちばんしんどかったのは、市が嘘、嘘のストーリーっていうか作って。その事故が起きたのがその、母に原因があるかのようにストーリーが作られていて、もう、はあーって。それにそって今まで近くにいた学校の先生たちが嘘をつく。もうあの時、本当に（担任の）先生の命のことが心配でお祈りまでしたくらいなのに裏切られてというか。それも勇の目の前で（証人尋問のときに）嘘の証言されて。ちょっともう、あれはすごいショックだった。

*：学校に対する信頼っていうのは？

K：ちょっとなんていうかな、大概にしてほしいっていうか。子どもたちを教育していく立場にある人のすることなのか。またそのなんていうんだろう、自分の子どもをこういう目に遭わされてというか、まして母がこんなだったからとかそういう嘘のストーリーで固められて。またその証人尋問の時とかに何かがあるかのような質問をして途中で止める、ちゃんとした返答をさせないまんな。本当にやり方が汚いというか、これが行政なんだろうとかかね。はてなマークがいっぱい。その辺を正したいっていうかね。そういう気持ちがいっぱいいたまらない。

ここでは神谷さんの怒りが具体的に語られる。まずそもそも事故によって「自分の子どもをこう

いう目に遭わされ」たこと、さらに裁判での証人尋問において「嘘のストーリーで固められ」たこと、またその証人尋問の場での真摯さを欠いた姿勢に対する怒りと落胆がある。もはやこれまで抱えてきた、「学校を信じてた」ため裁判を起こすことを「悩んでいた」状況からかけ離れていく。「近くにいた学校の先生たちが嘘をつく」ことや「心配でお祈りまでした」先生が「勇の目の前で嘘の証言」をすることは、神谷さんにとって深いショックとなる。神谷さんが勇ちゃんと一緒に生きてきた人生を、司法の場でかつ勇ちゃんもいる中で否定されることは事故そのものに加えた二重の傷となり記憶に残る。神谷さんはこの断片【8】だけでなく何回か、「もう、はあー」という表現をする。神谷さんにはこの言葉にならない怒りと落胆と「大概にしてほしい」という形容できない思いが混ざっていることを象徴する。

(4) 担任教師への思いの変化―「だんだん」

これまで見てきたように、神谷さんは事故発生時の担任教師に対して、事故の責任を追及するのではなくむしろ「心配で、お祈りまで」して気を配っていた。しかしそのうちに「だんだん」思いが変化していく。また、証人尋問での担任教師の姿を見て感じた思いも語られた。ここでは、事故直後から勇ちゃんが退院するまでの数か月間、さらに地裁期間中からインタビュー現在という時間の流れの中で徐々に変化した担任教師に対する神谷さんの抱えてきた思いを記述する。

【9】

*：いま、その担任の先生への思いみたいなの、もう許せないということですか。

K：許せないとか悔しいとかそういう思いはとうに通り越してて、今なんというか、かわいそうだなというか。ああいう嘘の証言をさせられて、本人今頃相当苦しんでるんじゃないだろうとか、どうしてるんだろうって思うような感じ。（証人尋問のとき担任は）泣いてたんです。

K：事故後に先生を特別に小児ICUに入れたん

ですよ。親とかしか入れないじゃないですか。でも先生が毎日毎日勇をお見舞いに来て、中に入れないからベランダの外からガラス越しに勇の様子を見に来てたんだけど、私と会って話す言葉も日に日に口数も少なくなって、私の顔さえもう見れなくなってたんで、すごく心配で。ICUの主任さんに「先生の様子がおかしいと感じるんで、どうにかならないだろうか。」と話したんです。そしたら「自分もそう感じる」っておっしゃって。そこで看護師さん、お医者さんたちが話し合って、特別に先生も中に入れようっていうことになって。ICUのほうに入れたら、すごいわんわん泣いて泣き崩れて、「勇ごめん」「先生は生きとつてもいいのか」って言って泣いて。「勇も頑張ってるから、先生も頑張るからな」なんて言って。落ち着いた頃にお医者さんが来て、「医療的なことは自分たちがするんで、先生もそのあとまだしなきゃいけないことがあるんですよ。リハビリとかいろいろできることあるんですよ」っていう話をしてくださって。で先生もだいぶ落ち着いて、それから少しずつ笑顔が見えるようになったんですけどね。結局、なんていうかなあ、そのあと退院までの間に、私の気持ちが変わったというか、もともとあった気持ちが出てきたのか、勇は元のように、いつものように元気になって退院するって最初の頃ほんと思ってたんですよ。それがやっぱだんだん違うんだっていうのがわかってきて。そしたらだんだん先生に対する気持ちも変わってきて。会いたくない。たぶんそういう気持ちが出てきて。退院に向けて手伝えることがあったらって先生からの電話が何回か鳴ってるんですけど、先生の名前が着信のあれに出ると、電話に出たくないっていうのが、気持ちが出てきて。次の日退院っていう時に電話、出らないかんって思って出て、たくさん手伝ってくれる人がいるんで先生大丈夫だからってお断りをしたんですよ。でも当日来てたんですよ。で、はあーって思って、とにかくなんか荷物を渡してこれを車までって言ったんだけど。

やっぱちょっとダメでね。退院して家に来たかな。「勇が元気でよかった」とか言いながら来たんだけど、勇は全然元気じゃないじゃないっていう気持ちがあつて。今は心の中で思っているだけだけど、もし言葉に出て、声に出てしまったら先生またつらい思いをしてしまう、傷つけてしまうんじゃないかなあと思って。

事故直後、神谷さんは「すごく心配」になるほど憔悴していた担任教師の様子を目の当たりにし、勇ちゃんとの対面ができるよう尽力する。それ以降担任教師は「少しずつ笑顔が見れるように」になったと語る。しかし一方で神谷さんは、「だんだん先生に対する気持ちも変わって」いく。勇ちゃんは「元気になって退院する」と思っていたことが、「だんだん違うんだっていうのがわかって」いくにつれ、担任教師に「会いたくない」という思いが意識化される。「自分の子どもがこんな目に遭われ」たことが実感として後から追いついてくる。その気持ちが「電話に出たくない」という行為にも表れるが、とうとう退院日になり、重い心情のなかで担任教師が手伝いにやってくる。そのことを神谷さんは、「で、はあー」という言葉にならない重さがあることを表現し、「とにかくなんか荷物を渡して」その場を紛らわすことで担任教師を回避する。なぜなら、勇ちゃんは「元のよう、いつものように元気に」ならないことの実感が、「勇は全然元気じゃない」という気持ちが、「言葉に出て、声に出てしまったら先生またつらい思いをしてしまう、傷つけてしまうんじゃないか」というように危惧するためである。さらにそれは「またつらい思い」という表現に示されているように、事故直後の担任教師の「日に日に口数も少なく」なる様子を見ており、この思いをもう一度させられないという神谷さんの配慮がある。担任教師への直接の怒りから避けているのではなく、その怒りを直接ぶつけてしまわないように対面することを回避している。「少しずつ笑顔に」なり、積極的に神谷さんや勇ちゃんとかかわりを持とうとする担任教師に対し、神谷さんは「だん

だん」担任教師との距離を必要としていた。

そして現在、担任教師へ神谷さんは「許せない、悔しいとかそういう思いはもう通り越してて、かわいそうだな」と感じていると語る。裁判での証人尋問のさいには「勇の目の前で嘘の証言されて。ショックだった。」が、そのショックは「通り越して」いるという。その結果として「苦しんでるんじゃないだろうか」「どうしてるんだろう」と思いを巡らせる心情にある。

【10】

K：あの、加害者っていうか、加害者っていう言葉はあんまり好きではないんだけど、今回の事故で先生も一人の被害者って私は思ってるんだよね。まずはきちんとした受け入れ体制ができていけば、無理に先生に負担をね、抱え込ませる必要もなかっただろうし。先生が不安に感じてて、（事故以前の）会議に勇のことが議題に上がった時にでも、すぐに対処をしていけばこんな事故も起きてなくて、先生もこんな苦しい思いをしなかっただろうし。だから本当そういう学校現場、現場の声を聞かない教育委員会というか行政というか。私はそっちの方をどうにかして正していってほしいなあというか、いかないといけないって思ってるし。ねえやっぱり、現場よね。現場の人がいちばん危機を感じてるだろうし、不安も。やっぱり親にも情報提供せんといかん。学校だけが抱えてたんじゃ、それは解消される事は無いから。学校を（問い）ただすんじゃないかって、いろんな人に理解してもらうっていうか。

神谷さんにとって担任教師は「一人の被害者」である。それは、教員個人が抱える不安を、保護者や学校関係者と共有できず、連携した支援活動ができない組織の体制があることによる「一人の被害者」である。さらに神谷さんは担任教師だけでなく、現場全体のことを憂慮する。「学校を（問い）ただす」という形では事態は改善しないと感じており、「現場の人がいちばん危機を感じてい

る」という教員の心情を拾い上げ、それをオープンにして理解を求めることが重要だと感じている。その相互理解の先に子どもたちや保護者、教師らを守る体制が整うと考えている。

(5) 信頼するからこそ怒り、期待するということ —「許せそうな気もする」

学校・行政に対し訴訟を起こし対立的な関係になりながらも、神谷さんは学校・行政へ理解する姿勢を同時に取ることができる。それは、神谷さんは勇ちゃんの事故が「話さえてくれていれば」避けられたかもしれないこと、「親にも情報提供」して、頼ってほしかったという思いがあるからである。学校の教員らが勇ちゃんの給食介助について「食べさせる人によって、うまく介助できない」こと、それ自体について責める気持ちはない。それについて「話されない」ことについての怒りがある。事故前の勇ちゃんの障害の程度は、医療的ケアが常時必要とはいえないグレーゾーンの状態であったため、看護師からの支援が受けられていなかった。そのため教員が給食介助をすることになっていたが、そのさい痰吸引などをせざるをえない教員らの負担状況に神谷さんは寄り添って考える。だからこそその状況を保護者に話して、共有してほしいという考えである。それは、この後の語りが続いていく神谷さんの率直な思いである。

【11】

K：本当は市との裁判を早く終わらせて、一緒の方向むいて、動いていってほしいなあって思っているんだけど。それも実際言っているし、議員さん方にも伝えてはいるんだけど、なかなかね。でもほんとそれって、なんていうん、ごめんなさいって言えばいいのっていうか。それで、許せないとか思ったりするけど、思ったりするけど、でも許せそうな気もするんですよ。水に流せと言われれば、その時は流せないって思うかもしれんけど、流せそうな気もするし。ちゃんと改めてくれればね、その気持ちが伝われば。でもね、起きてしまった事は、もう仕方

がないというか。こうなってしまったことは戻せないからね、いくら責めようともうどうしようもできないことだから。そしたらどうするかとしたら、やっぱ同じようなことが起きんように、きちんと改善してもらって。うん、やっぱそれが本当の謝罪だと私は思うんやけどね。

神谷さんは、「起きてしまった事は仕方がない」し、「いくら責めよう」と「戻せない」ことだと感じているとともに、「ごめんなさいって言えば」「改めてくれれば」「許せそうな気もする」という。さらに、学校・行政と「一緒の方向むいて」活動をしていきたいという気持ちもある。

神谷さんはこれまで見てきたように学校に対し、勇ちゃんについて教師らが抱える不安を「話してほしかった」という思いがある。それは、もっと保護者を信頼して、学校の状況についての理解を求めて、頼ってほしいという気持ちでもある。事故前の勇ちゃんのように、たとえば医療的ケアを常時必要とするとは言えない子の安全対策は、法制度などを存立基盤にして構築された支援システムではフォローできていない部分である。また、そのグレーゾーンの子の安全対策は教師各々の力量に依ってしまうため、保護者・学校の双方にとってリスクでもある。そこをカバーするための方法として神谷さんは、「話してほしかった」とも言っているようである。

また一方で、「許せそうな気もする」「水に流せそうな気もする」背景には、学校・行政が「改善して」「一緒の方向むいて」行動を起こしてくれるだろうという期待がある。事故によって「自分の子どもをこういう目に遭わされ」たこと、さらにそれが裁判での証人尋問において「嘘のストーリーで固められ」たこと、またその証人尋問の場での真摯さを欠いた姿勢に対する怒りは、これら期待と表裏一体に存在している。

4 総合考察

(1) 語りの構造

ここまで本稿は、事故の経験の背景にある思いのありようを明らかにすることを目指して、心情の変化に至った契機となる場面の語りに絞り詳細な記述と検討を進めてきた。神谷さんは事故を通して、事故そのものだけでなく学校・行政との対立過程において大きなショックを受けた。一方で、「許せそうな気もする」という連帯への希望も同時に湧き上がる。以下では神谷さんのベースにある信頼感情と、行為形成としての怒りと期待という視点から神谷さんの経験の語りを構造化していく。

神谷さんはなぜ怒り、なぜ期待するのか。その背景を探ると、神谷さんがこれまで抱えてきた、学校や行政それぞれに対する個別の信頼感情が常に前提されていることがうかがえる。神谷さんは学校関係者であれ教育委員会であれ、各人は事故に向き合い真摯に職務を全うしてくれると信頼していた。「ちゃんとしてくれてた上での事故」という学校に対する理解の仕方や、対話すれば教育委員会も学校の安全対策について理解をして協力してくれるだろうという、それぞれに対する信頼感情がある。だからこそ、それを反故にされると怒るが、一方でそれに向き合う姿勢が今後見えるかもしれないと期待する。それは神谷さんにとって、公的なものへの信頼でもある。神谷さんは、家庭の私的な関係の中では勇ちゃんの障害について理解が得られないまま過ごしてきた。そのさいに神谷さんを支援してくれたのは地元の小学校の教師らであった。神谷さんの学校をはじめとする公的なものへの信頼は、勇ちゃんを支援し協力してくれる人たち、粘り強く交渉し続ければ応答してくれる人たちがいるというエピソードからうかがえる。そしてその信頼の背景があるうえで神谷さんは学校や行政には怒りや期待を表現しながら働きかけ続ける。公的に存在するものは、障害について理解し職務を全うするだろうという信頼感情がある。それら公的に存在するものへの信頼の

もとで全うされるべき職務とは何かを、神谷さんは怒りや期待として表現しているのではないか。

神谷さんは訴訟での異議申し立てだけでなく、市議会議員らと協力したり、市の福祉職員と話し合い、障害者やその家族の生活状況改善を求める活動も行っている。神谷さんにとって、勇ちゃんの事故により感じた、「変えたい」ことの行動の先にあるのはもはや学校や行政のみへの怒りや期待だけではない。このことについて神谷さんは次のように考えている。

【12】

K：事故が起きる前から障害を持っている子どもがいるってということで、勇ちゃんに学ばせてもらうことがいっぱいあった。いろんな試練を乗り越えてきているから。今回のこの事故が初めてじゃないんですよね。だから今は勇が事故にあったことによってわかったおかしい法律のことを変えたい。勇の命がつながっているのも、やっぱり意味があつてのことだと思っているんで。弁護士の先生ともつながったし、いろんな、いま中心となって動いている人たちとつながったのもこれも意味があつてのことだしね。それがやっぱり目標というか、それに向かって乗り越えていくっていうか。なんかそれが仕事みたいなもん、自分の。

神谷さんにとって、勇ちゃんの「命がつながっているのも、意味があつてのこと」であり、だからこそ自らが率先して行動し、それがもはや神谷さんにとって、「仕事みたいなもん」になる。勇ちゃんの負った事故自体は、私的あるいは偶然的、唯一性を持つように見えることもあるだろう。しかし、その先にある神谷さんの活動は、神谷さんや勇ちゃんだけの利益を求めた活動ではないことは明白である。さらに神谷さんは、この活動自体について「もっと自分のこととして考えられるようになってほしい」「もしかすると自分にも起こるかもしれないしとか、みんながそんな気持ちでいてくれると。」と語っている。いつ、だれが、ど

こで障害を負うことになるか、まただれかに負わせてしまうかわからない。そのさいに手助けになるのは、神谷さんにとっては公的に存在するものたちであった。だからこそそれらを自身の経験を通して伝えることにより、よりよい存在にしておくこと、それが神谷さんの「仕事みたいなもの」となる。

怒りや対立的姿勢やあるいは期待に潜む、信頼という基盤が神谷さんには存在している。言い換えると、神谷さんにとって信頼感情と、怒りや期待という表現はセットなのであって、切り離し得ないものである。信頼するからこそ怒りや期待がある。神谷さんはこの信頼感情について、「結局根本的にはすぐ信じてしまうほう」だと笑いながら次のように語る。

【13】

＊：裁判をしている中で人を信じられないという状況にならなかったですか。人間不信みたいな。

K：ああもうそれはありました。

＊：もう何もしゃべっちゃいけないんじゃないか、という感じですか。

K：ていうかなんか、結局根本的にはすぐ信じてしまう方なんですよ。ですすぐ許しちゃう方で。相手の気持ちに立って考えてしまうというか、うーん。で人間不信にはもうなるにはなる、落ち込むのは落ち込む。が一んって下がるんですよ、そういう嘘の証言されて。すーごい落ち込むんだけど、このままじゃいかんという気持ちが2、3日すれば湧き上がって、それに対する反論文をば一っ書く。

「結局根本」にある神谷さんの信頼感情が、「が一んって」「落ち込」んだとしても「このままじゃいかんという気持ちが湧き上がり、怒りという行為を形成する。人間不信になって「しゃべっちゃいけないんじゃないか」と感じるかという問いかけに対しても、「それに対する反論文をば一っ書く」という、むしろ行動に起こさざるをえなくなる神谷さんの様子からもうかがえる。神谷さん

の信頼は、内に閉じこもるのではなく外に開かれ続ける怒りを形成する。

(2) まとめ

神谷さんははじめ、教師らの協力により地元の小学校に勇ちゃんを通わせられるようになるという経験から、公的に存在するものへの信頼感情を厚くする。家庭の中で孤立してしまい不安感を募らせていた神谷さんにとって、外部からの支援により神谷さん自身が行為主体となり、安心して勇ちゃんを通わせられる学校を自ら選択し、それが実現できた。しかし、勇ちゃんの事故をきっかけに、神谷さんにとって学校や行政に対する信頼は形を変える。神谷さんと学校・行政が対立関係になることで、学校を信頼し提供していた情報が裁判になるとたちまち相手に有利な証拠となるなど、信頼することそれ自体がリスクになることを経験する。その後、事故からしばらく経った現在の地点において、勇ちゃんの命がつながっていることに意味を見出すことで、学校や行政それぞれに対する個別の信頼感情が神谷さんに回帰する。さらにその信頼感情が基盤となり、法改正への活動が形成される。神谷さんにとって、事故によって気づいた信頼することがリスクとなるという経験が、より深い信頼感情へ向かう過程の一部となる。

また、神谷さんは勇ちゃんを地元の小学校に通わせようと行動するさいには、周囲の支援のもと自らの状況を変えていこうとする様子があった。しかし現在の神谷さんは、障害を持つ人々の状況を改善しようと奔走する活動主体であるとともに、障害を持つ人々の支援者でもある。勇ちゃんの事故という経験が、自らの状況を改善するのみの窮状の訴えにとどまるのではなく、だれもに起こり得るかもしれない出来事として活動し続けることで、社会全体にとって考えるべき課題としての事故へと変化する。以上のように、社会と教育の接点として、勇ちゃんの事故はわれわれが考えるべき課題となる。

5 今後の課題

本稿は地裁の訴訟中の調査をもとにしている。このインタビュー後に高裁、最高裁と進行し、対立関係は結局、最高裁まで引きずられた。その後の経過についても再調査が必要だろう。

また示しておきたいのは、神谷さんの社会的マイノリティ性である。今回の事案の背景には深く描くことができなかった問題がある。例えば、①地域規模による学校・行政対応の特徴、②生活する地域社会、神谷さん自身の文化的・経済的背景等によって、事故後の生活そのものの在り方が左右されること、である。インタビューのなかで、「金銭面で、裁判はできないと思っていた」「私一人じゃ相手にしてくれないだろうって思ったんで、議員さんをお願いして」などの発言が見られた。子どもを育てることだけでも弱い立場に陥りやすい母親が、さらに学校事故の被害に遭い、そこでもまた思うように動けないもどかしさが語られている。子どものために声をあげたいのに、そもそもの立場が弱いためそれができない状況は、学校事故・事件の問題群においてまだどこにも位置づけられていない。これは今後検討する必要がある重要な課題である。

参考文献

- Lingis, Alphonso. / 松本潤一郎・笹田恭史・杉本隆久訳
(1994/2005)『異邦の身体』, 河出書房新社
- 青柳ゆきの (2024)「わが子を学校での自殺で亡くした母親の葛藤 ―学校・地域住民・支援者とのかかわりを通して―」『臨床教育学研究』第12巻, pp.53-67
- 今村美代子 (2012)「死産・新生児死亡で子どもを亡くした父親の語り」『日本助産学会誌』, Vol. 26, No.1, pp.49-60
- 坂井史織 (2020)「母であり看護師である女性が関節リウマチを患うこと」『臨床実践の現象学』3, (2), pp.15-27
- 住友剛 (2017)『新しい学校事故・事件学』, 子どもの風出版会
- 田中雅美 (2020)「我が子が死にゆく過程の記憶と共に生きてきた母親の語り」『臨床実践の現象学』, 3, (1), pp.1-14
- 藤井和子 (2006)「摂食指導を担当する養護学校教員の研修」『上越教育大学研究紀要』25巻, 2号, pp.605-618
- 藤井姿月, 木下紗恵, 長尾綾子, 中山唯, 林幸, 板東加容子, 宮内彩理, 高橋眞琴 (2018)「特別支援教育に携わる教員にとっての摂食指導」『鳴門教育大学授業実践研究』, 巻17, pp.49-55

謝辞

本研究を進めるにあたって、多大なご協力を賜りました神谷さんに、深く感謝申し上げます。

Abstract

The purpose of this paper is to examine the background of the mother's feelings and their changes in the experience of the accident, focusing on the narrative of a mother whose child suffered severe disabilities due to an accident involving aspiration and choking while being assisted during school lunch at a special needs school. The interviews revealed a change in the mother's desire to regain trust in the school and educational administration, even though at one point the relationship had become so strained that a lawsuit was filed against the school and educational administration, in which she had previously placed her trust.

Key Words : School accidents and incidents, Mother's narrative, Incident at a school lunchtime,
Lunch assistance at special needs schools

